静岡県告示第116号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき告示する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の	事業所の名称	事業所の所	指定年月	サービスの種	主たる対
	所在地		在地	目	類	象者
医療法人社団	御殿場市川島田	児童発達支援	御殿場市川	令和元年	児童発達支	特定なし
青虎会	字中原 1067 番	とらこや	島田字中原	6月1日	援、放課後等	
	地 1		1067番地1		デイサービス	